

Ⅲ 地域経済統計利用の実際

地域経済データ分析 12

2022/12/19

地域産業構造統計と産業構造分析

1 地域産業構造分析の概要

産業構造は、一国または特定の地域の経済がどのような産業によって成り立っているかをいい、産業別の生産額や就業人口などによってあらわされる。

(1) 経済的变化(例示)

経済のサービス化・ソフト化、流通構造の変化、新成長分野の変化(ベンチャービジネス等)、産業規模格差の変化(中小企業シェア等)

(2) 関連する主な統計(例示)

①GDP(県民経済計算、市町民経済計算、県産業連関表等)

経済活動別付加価値額の推移

②就業人口、労働生産性(国勢調査、事業所・企業統計等、兵庫県推計人口等)

産業別人口、就業者の推移

③産業構造統計(農林業センサス、漁業センサス、工業統計、商業統計、サービス業基本調査、経済センサスー活動調査、基礎調査等)

④産業動態統計(鉱工業指数、第3次産業活動指数等)

⑤賃金・雇用(毎月勤労統計、職業安定統計等)

(参考)大規模統計の売上高の把握の方法

工業統計調査	6桁品目分類	製造品 6品目(7品目以上も別用紙で提出) 加工賃収入 3品目(4品目以上も別用紙で提出)
商業統計(本調査)	5桁品目分類	8品目(9品目も別用紙で提出)
商業統計調査(簡易調査)	3桁品目分類	11年上位5品目、16年上位3品目
サービス業基本調査 (廃止)	3桁分類	11年上位5分野、16年上位3分野
事業所・企業統計調査 (廃止)	3桁分類	1分野で表章、売上は調査なし
経済センサス(基礎調査、 活動調査)	3桁分類	産業分類を適用する単位は一事業所ごと で、企業に適用する場合は事業所の場合 に準じて行う。

2 経済構造統計の概要

(1) 工業統計調査（経済産業省）

- ① 調査周期 毎年12月31日現在（「経済センサスー活動調査」実施年を除く年に実施）
 ※平成29年調査から6月1日現在に変更
- ②調査内容 製造業に属する全事業所で、西暦末尾0,3,5,8年は全数調査、それ以外の年は従業者4人以上の事業所が対象である。2010年調査は、全数調査で兵庫県下約20,000事業所（4人以上事業所約12,000事業所）である。事業所数、従業者数、製造品出荷額等、原材料使用額などを調査するが、調査期日現在で操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれない。経済センサスー活動調査の対象年は全事業所を対象とし、それ以外の年は、従業者3人以下の事業所は、準備調査のみ実施される。

・甲調査（従業者30人以上の事業所）調査項目19項目（平成19年調査）
・乙調査（従業者29人以下の事業所）調査項目13項目（同上）

○留意点

- 平成14年調査(2002年)から新聞業、出版業は、新設の大分類H情報通信業に、もやし製造業は、大分類A農業になり工業統計調査の対象外となった。

③調査結果（業種別、規模別、地域別）

- 産業編：製造業全体をはじめ、23業種、約570業種の分類ごとに、事業所数、従業者数、製造品出荷額などを集計したもの。
- 品目編：製造品出荷額等を約2,500品目に分類したもの。

④産業分類

産業分類	重化学、軽工業の別	産業類型
食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維工業、衣服・その他の繊維製品	軽工業	生活関連・その他型産業
木材・木製品	軽工業	基礎素材型産業
家具・装備品	軽工業	生活関連・その他型産業
パルプ・紙・紙加工品	軽工業	基礎素材型産業
印刷・関連産業	軽工業	生活関連・その他型産業
化学工業、石油・石炭製品	重化学工業	基礎素材型産業
プラスチック製品、ゴム製品	軽工業	基礎素材型産業
なめし革・同製品・毛皮	軽工業	生活関連・その他型産業
窯業・土石製品	軽工業	基礎素材型産業
鉄鋼、非鉄金属、金属製品	重化学工業	基礎素材型産業
はん用機械工業、生産用機械工業、業務用機械工業（一般機械器具、精密機械器具等）、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、輸送用機械器具、	重化学工業	加工組立型産業
その他の製造業	軽工業	生活関連・その他型産業

⑤調査に使用される用語

- ・ **事業所数、従業者数**：平成 26 年 12 月 31 日現在の数
 従業者数＝常用労働者数+個人事業主+無給家族従業者数
 ※平成 29 年調査から 6 月 1 日現在に変更
- ・ **現金給与総額**：1 年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与の額との合計
 その他の給与：常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与など
- ・ **原材料使用額等**：原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計
 ※平成 19 年調査から転売収入など（その他収入額）を追加
- ・ **製造品出荷額等**：製造品出荷額＋加工賃収入額＋修理料収入額＋製造工程から出たくず・廃物の出荷額＋その他収入額
 ※平成 19 年調査から製造に関する外注費、転売した商品の仕入額を追加
- ・ **製造品出荷額**：自己の所有する原材料によって製造された製品の出荷額
- ・ **加工賃収入額**：他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して受け取った加工賃製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（年初：1 月 1 日現在、年末：12 月 31 日現在）

- ・ **有形固定資産**：建物、構築物、機械、装置、各種運搬具、器具、備品類及び土地
 年初現在高は、年初（1 月 1 日）現在の帳簿価額
- ・ **有形固定資産除却額**：年中に、売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額
- ・ **有形固定資産減価償却額**：年中に減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額
- ・ **事業所敷地面積及び建築面積**：年末（12 月 31 日）現在の面積
- ・ **工業用水**：事業所内で工業生産に使用される操業 1 日当たりの用水量

○生産額

$$\begin{aligned} 30 \text{ 人以上 (甲)} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品・仕掛品年末価額} - \text{半製品・仕掛品年初価額}) \\ 4 \sim 29 \text{ 人 (乙)} &= \text{製造品出荷額等} \end{aligned}$$

○付加価値額

- (1) **30 人以上 (甲) 付加価値額**＝生産額－（消費税を除く内国消費税額※1＋推計消費税額※2）－原材料使用額等－減価償却額
- (2) **4～29 人 (乙) 付加価値額**＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

$$(3) \text{ 付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

○その他の比率

$$(4) \text{ 原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(5) \text{ 現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$(6) \text{ 労働分配率 (1人あたり)} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

$$(7) \text{ 在庫率} = \frac{\text{年末在庫額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

(8) 有形固定資産

年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

※1：消費税を除く内国消費税額：酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

※2：推計消費税額：平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分を除く。

○事業所の産業の決定方法

・製造品が単品のみの事業所

→品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。

・製造品が複数にわたる事業所の場合

→上2桁の番号（中分類）が同じ品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁の番号を決定する。

次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付を行う。

このほか、作業工程、機械設備等により産業を決定する場合がある。

○秘匿値（X）の取扱い

その数値の該当事業所数が1又は2の事業所であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあることから、秘匿する。事業所数が3以上の事業所に関する数値でも、前後の関係から秘匿した数値が判明する場合は秘匿する。

○集計項目の変更（平成19年調査から）

・平成19年に脱漏事業所及び構内請負事業所の捕捉作業を行ったため、事業所数、従業者数の時系列比較に注意する。

・平成19年調査から製造業の実態をよりの確に捉えるため、製造以外の活動も含めた調査内容に変更されたため、製造品出荷額等、付加価値額については、平成18年以前の数値と接続しない。

製造品出荷額等：その他の収入額（転売収入など）を項目追加

原材料使用額：製造業等に関連する外注費、転売した商品の仕入額を項目追加

(2) 商業統計調査（経済産業省）

①調査周期 5年毎（中間年に簡易調査） ※経済センサスー活動調査実施時を除く

②調査内容 卸売業、小売業の全事業所について、事業所数、従業者数、年間販売額など

を調査する。商店の分布状況と販売活動を、業種別、地域別に把握するなど、商業の全体像を知ることができる。

③調査結果 業種別、規模別に、産業編（総括表、都道府県表、市区町村表）、2次加工統計編などの統計表で公表される。

- ・産業編：産業中・小分類別や都道府県別に商店数、従業者数、年間販売額、売場面積規模などを集計したもの。
- ・2次加工統計編：小売業について、専門店・コンビニエンスストアなどの業態別、大規模小売店舗、立地環境特性（商業集積地区・オフィス街・住宅街など）別の実態を示したもの。

②調査の範囲

日本標準産業分類による卸売・小売業に属する事業所（公営、民営）が対象

（例）官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）

訪問販売、通信・カタログ販売等の無店舗販売を行っている事業所

有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所

調査対象外：駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所

③調査の単位

- ・事業所単位の調査。本店、支店、営業所などそれぞれの場所ごと
- ・百貨店、スーパーマーケット、駅ビルなどの構内の一部を借りて営業している別経営の事業所、いわゆるテナントは同一構内にあっても、別の事業所として調査の対象となる。

④調査の方法

- ・この調査は、調査員が調査票を対象事業所に配布し、申告者（事業所）が自ら記入する方法（自計方式）による
- ・一部の指定事業所については、国及び都道府県が事業所の本社、本店等（企業）に直接記入を依頼する方法（本社等一括調査方式）で行う。

⑤調査に使用される用語等

○卸売業

- ・小売業者又は他の卸売業者に商品を販売するもの
- ・産業使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に商品を販売するもの
- ・業務用として使用される商品（事務用機械及び家具、病院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械、建設材料など）を販売するもの
- ・製造業者が別の場所に経営している事業所で自己製品を販売するもの

○小売業

- ・個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの
- ・自店内で製造した商品を販売するもの
- ・自店内で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するもの
- ・製造小売事業所：自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に小売するもの。例えば、洋服店、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、建具屋、畳屋、調剤薬

局などは製造小売の事業所となる。

- ・ **無店舗販売を行う事業所**：販売する事業所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売、又は通信・カタログ販売の事業所で、主として個人又は家庭消費者のために商品を販売する事業所。
- ・ **訪問販売**：訪問販売員等が消費者の家庭等を訪問し、商品の現物もしくは商品カタログなどを示して説明し、商品を販売するもので、販売者が営業所、代理店、その他一定期間にわたり商品を陳列し、それを販売する場所（常設の展示会場など）以外の場所で契約を締結して行う商品の販売方法。
- ・ **無店舗販売を行う事業所**（平成24年経済センサスー活動調査で「無店舗小売業」を新設）
販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

○従業者・就業者

調査日現在で、この事業所に所属している従業者。

従業者＝個人事業主及び無給家族従業者＋有給役員＋常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイト等）

他の会社など別経営の事業所へ派遣している人または下請けとして別経営の事業所へ行っている人を含んでいる。なお、従業者に臨時雇用者、出向・派遣受入者を併せたものを就業者とする。

○年間商品販売額（平成26年調査）

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間（平成25年）のその事業所における有体商品の販売額で消費税額を含む。

※調査名は平成26年調査であるが、年間販売額集計対象は平成25年度であることに注意。

○その他の収入額

修理料、仲立手数料、製造業出荷額、サービス業収入額などの商品販売額以外の他の事業による収入額を合計したもので、消費税を含む。

小売業のみ調査

○売場面積：調査日現在

- ・ 事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（飲食部門（食堂、喫茶）、屋外展示場（植木、石材等）、事務室、倉庫等は除く）
- ・ 売り場面積のない事業所：牛乳小売業及び自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業
- ・ **調査対象外**：店頭での販売がない訪問販売、通信・カタログ販売など売場面積のない事業所

○営業時間

原則として調査期日時点での営業時間（通常の営業時間）1時間未満の営業時間は切り捨て。牛乳小売業、新聞小売業は営業時間を調査していないため不詳とする。

○その他

・セルフサービス方式

無未包装のまま、あるいはあらかじめ包装され、値段がつけられている商品を、店に備えつけられた買物カゴなどにより客が自分で取り集め、店又は売場の出口に設けた勘定場で一括して代金の支払を行う販売方法をいう。

・コンビニエンスストア

売場面積が30㎡以上250㎡未満で、飲食料品を扱い、営業時間が14時間以上、かつセルフサービス方式を採用している事業所

・大規模小売店舗

「大規模小売店舗立地法」（平成10年法律第91号）に基づき、一つの建物であってその建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗

・産業分類の格付方法

日本標準産業分類及び商品分類により、数種類の商品を販売している場合は、年間販売額のうち卸売、小売のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業、小売業と決定する。取扱事業所は、取扱商品（5ケタの商品分類）ごとに事業所数を計上している。そのため、事業所数の計は延べ事業所数となっている。平成16年調査（簡易調査）は、産業分類の格付けを3桁分類で表章している。

・8時間換算雇用指数

パート・アルバイト従業者全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値である。従業者又は就業者1人当たりの売場面積及び年間商品販売額の算出には、パート・アルバイトなど8時間換算雇用者数を用いている。

（3）商業動態統計調査（経済産業省）

①調査周期 毎月、調査結果速報は翌月末に公表される。

②調査内容 約4万事業所を対象とした標本調査で月間商品販売額、月末従業者数などを業種別（卸売業・小売業毎の品目別）、業態別（百貨店・スーパー、コンビニエンスストア毎）に販売額の公表を行っている。

・個人消費の動向を迅速に把握できる。大型小売店の業態別（百貨店とスーパー）、商品別、地域別の動きがわかる。

○留意点

・大型専門店を対象外としている。

・新規対象商店については出店の都度調査対象に含めることとしており商店数の増減に注意する必要がある。そのため1年前の既存店舗のみを対象とした店舗調整済みの伸び率も作成されている。

- | |
|--|
| <p>・百貨店：衣食住にわたる各種商品をそろえ、対面販売、定価販売を主にした販売方式。従業員50人以上で、売場面積1500㎡以上</p> <p>・スーパー：売場面積の50%以上で、セルフサービス方式を採用しており、売場面積1500㎡以上</p> |
|--|

（参考）商業動態統計調査（平成24年7月改正）

現行の4種類（甲、乙、丙、丁）に加え、一般統計調査である専門量販店販売統計調査を、基幹統計調査である商業動態統計調査に組み入れ、家電大型専門店、ドラッグストア、

ホームセンターの3種類を追加し、7種類に拡充する。コンビニを丁1、家電大型専門店を丁2、ドラッグストアを丁3、ホームセンターを丁4とする。

追加業種：専門量販店販売統計

① コンビニエンスストア（飲食品を中心とするもの）

主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所
店舗規模が小さく、終日または長時間営業を行う事業所

項目：ファーストフード・日配食品、加工食品、非食品、サービス売上（除公共料金）

② ドラッグストア

主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種商品を中心として、糧用品、加工食品など最寄り品をセルフサービス方式で小売りする事業所

項目：調剤医薬品、OTC 医薬品、ヘルスケア用品・介護・ベビー、健康食品、ビューティケア、トイレタリー、家庭用品・日用消耗品・ペット用品、食品、その他

③ ホームセンター

主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で店舗規模が大きい事業所

項目：DIY 用具・素材、電気、インテリア、家庭用品・日用品、園芸・エクステリア、ペット・ペット用品、カー用品・アウトドア、オフィス・カルチャー、その他

④ 家電大型専門店

項目：AV 家電、情報家電、通信家電、カメラ類、生活家電、その他

（4）サービス業基本調査（総務省）※平成 21 年から経済センサスに統合

①調査周期 5年毎、調査結果（速報）は翌年 11 月に公表。（平成 16 年調査が最後）

②調査内容 サービス業に属する約 35 万事業所を対象とした標本調査で、収入金額、事業所経費、業務の実態などを調査。

○留意点

- ・全国、地域別にサービス業事業所の基本的構造や事業活動の実態を明らかにする。
- ・特定サービス産業実態調査の対象となった事業所は調査対象から除外しているが、結果の集計に際しては同調査の結果も利用している。

③データ利用

- ・サービス業事業所の産業・従業者規模等の基本的構造及び活動の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより各種行政施策の企画及び実施のための基礎資料を得る。
- ・雇用労働政策、サービス業の振興施策、地方消費税の都道府県への再配分や、91 年から日銀が公表している企業向けサービス価格指数計算のための基礎資料となる。

平成 16 年調査（兵庫県調査対象 約 14,500 事業所）

存続事業所	従業者規模 30 人未満 従業者規模 30 人以上	産業別事業所抽出（1/5） 全数
新設事業所	従業者規模 30 人以上	指定調査区(1/6)内のみ全数

（5）特定サービス産業実態調査（経済産業省）

①調査周期 毎年、調査対象事業所は3年周期で交替。（兵庫県下 約 1,200 事業所）

②調査内容 全数調査で、業種によって市部又は全域を対象として事業所数、従業者数、

年間売上高などを調査。特定産業の属する事業所の事業活動や事業経営の実態を明らかにする。

③データ利用

- ・活動の実態と事業経営の現状を明らかにしサービス産業の育成のための基礎資料を得る。
- ・サービス業基本調査が、サービス業を主業とする事業所調査であるのに対し、この調査はサービス業務が兼業である事業所も対象としている。

毎年調査業種	<p>① 物品賃貸業 →購入からリース中心へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資する</p> <p>② 報サービス業 →IT（情報）化の急速な進展に伴い、構造変化が著しいため</p>
<p>3年周期調査業種 (ローテーション業種)</p> <p>対事業所サービス業 (ビジネス支援産業)</p> <p>対個人サービス業 (娯楽関連産業)</p> <p>対個人サービス業 (生活教養関連産業)</p>	<p>【ビジネス支援産業】 広告業、エンジニアリング業、デザイン業、環境計量証明業、ディスプレイ業、機械設計業、研究開発支援検査分析業、テレマーケティング</p> <p>【娯楽関連産業】 映画館、ゴルフ場、テニスコート（テニス練習場を含む。）、ボウリング場、遊園地・テーマパーク、ゴルフ練習場、劇場（貸しホールを含む。）、映画制作・配給業、ビデオ発売業</p> <p>【生活・教養関連産業】 クレジットカード業、葬儀業、フィットネスクラブ、カルチャーセンター、結婚式場業、外国語会話教室、エステティック業</p>

経済産業省所管のサービス産業について昭和48年から実施している特定サービス産業実態調査は、平成18年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、調査対象名簿の的確な把握と調査対象業種の範囲を日本標準産業分類小分類に統一するなどの改正を実施した。

④平成18年調査から調査方法の変更

- ・ **調査対象事業所名簿の変更**：平成18年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更された（アクティビティベースから産業格付けベースに変更）。
- ・ **調査対象業種の業種分類レベルの統一**：調査対象業種の業種分類レベルについては、これまで日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類等のレベルで選定されてきたが、調査結果の調査業種間比較、他の統計調査結果との利活用などを容易にするため日本標準産業分類小分類（3桁分類）に統一化がはかられた。
- ・ **調査周期の変更（同一調査業種の毎年調査化）**：調査業種については、これまで毎年調査業種（情報サービス業、物品賃貸業）、3年周期調査業種（ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業）として実施されていたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するため平成18年調査実施以降は毎年調査とされた。
 - ・平成19年調査：4業種を追加し11業種
 - ・平成20年調査：10業種を追加し21業種
 - ・平成21年調査：冠婚葬祭業、映画館、興行場、興行団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、学習塾、教養・技能教授業の7業種を追加し28業種となり、平成19年からの業種拡大が終了した。

平成22年特定サービス産業実態調査の調査対象

事業所単位の22業種は都道府県経由、企業単位の6業種は国直轄で実施する。

【都道府県経由の調査業種】

① ソフトウェア業	⑫ 産業用機械器具賃貸業
② 情報処理・提供サービス業	⑬ 事務用機械器具賃貸業
③ インターネット附随サービス業	⑭ 自動車賃貸業
④ 冠婚葬祭業	⑮ スポーツ・娯楽用品賃貸業
⑤ 映画館	⑯ その他の物品賃貸業
⑥ 興行場（別掲を除く）、興行団	⑰ 計量証明業
⑦ スポーツ施設提供業	⑱ 学習塾
⑧ 公園、遊園地	⑲ 教養・技能教授業
⑨ 機械修理業（電気機械器具を除く）	⑳ 広告業
⑩ 電気機械器具修理業	㉑ デザイン業
⑪ 各種物品賃貸業	㉒ 機械設計業

【国直轄の調査業種】

① 映像情報制作・配給業
② 音声情報制作業
③ 新聞業
④ 出版業
⑤ クレジットカード業、割賦金融業
⑥ 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業

※平成25年調査より、調査期日を7月1日現在に変更

（参考）サービス産業動態調査（総務省）

- ・ 目的：サービス産業全体の動向を明らかにし、Q Eをはじめとする各種経済指標の精度向上等に役立てるため、平成20年から調査を開始した。
- ・ 周期：毎月
- ・ 対象：サービス産業を主産業とする約39,000事業所（事務所、店舗、施設等）
- ・ 調査事項：売上高（収入額）、従業者数等
- ・ 公表 毎月（総務省統計局）※地域別表章はなし
速報：調査対象とする月の翌々月下旬
確報：調査対象とする月の5か月後の下旬

（6）農林業センサス・漁業センサス（農林水産省）

- ① 調査周期：5年毎に実施。農林業センサスは西暦末尾0と5の年に実施（平成27年2月1日）、漁業センサスは3と8の年に実施（平成25年11月1日）される。
- ② 調査内容：全ての農林漁家及び事業体について、構成、就業状況、生産状況などを調査。
 - ・ 西暦末尾が0の年の調査は「世界農林業センサス」として実施される。これは、FAO（国際連合食糧農業機関）が提唱したもので、参加各国で同様の調査が行われ、国際比較が可能。5の年の調査は「農業センサス」（林業はなし）として実施される。
 - ・ 農林漁業の生産構造の変遷がわかる。
→ 担い手不足の深刻化や生産体制の組織化（営農組合化、法人化）など。

② 2015年農林業センサス（2015年2月実施）

農林行政に必要な農業及び林業に関する基礎資料を整備する。

兵庫県下：調査客体候補名簿対象約 170,473 経営体、調査対象 68,119 経営体

○農業調査対象（自給的農家を除く）

- ・経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業を営む者
- ・農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数もしくは出荷羽数その他の事業規模が一定の農業を営む者
- ・農業サービス（農作業の受託、選果選別等）を営む者

※自給的農家：経営耕地面積 30 a 未満かつ農産物販売額が年間 50 万円未満の農家

○林業調査対象

- ・保有山林面積が 3 ha 以上、2010 年をその期間に含む森林施業計画を作成している者
- ・保有山林面積が 3 ha 以上で調査期日前 5 年間に育林若しくは伐採を行った者
- ・委託を受けて造林・保育を行っているもの
- ・委託を受けて調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材生産を行った者
- ・立木を購入して調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材生産を行った者

○調査項目

- ・農業：世帯、農業経営の特徴、土地、農業用機械、農業労働力、農産物の生産、農産物の販売、農作業の委託・受託
- ・林業：山林、林業労働力、素材生産量、林産物の販売、林業作業の委託・受託

（参考）関連用語

○農業集落とは

市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会として認定されたものをいう。地方によっては、郷、作り、地下、村内、組などと呼ばれている。

自然発生的な地域社会であり、家と家とが地縁的、血縁的に結ぶつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

農業集落は生産の共同組織であるばかりでなく、生活共同体としての機能を持ち、自治及び行政単位として機能してきた。村落共同体としてとらえることができる。

○旧市区町村

昭和 25 年 2 月 1 日現在（1950 年世界農業センサス）での市区町村をいう。市区町別統計を過去から連続してみられることであり、地域的な農業の変化を追跡できる。農業従事者の減少や急速な高齢化などが進む中で農山村の活力の低下が懸念されているが、農業集落の持つコミュニティとしての役割や機能が見直されており、土地の有効利用、効率的な資源管理、農村地域が持つ多面的・公益的機能の発揮など各種施策を推進するための拠点として農業集落の存在が見直されている。

④漁業センサス

水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにする。

平成 25 年調査（平成 25 年 11 月 1 日現在）：3,168 海面漁業経営体（全数調査）

○調査項目（海面漁業調査）

・漁業経営体調査

世帯員（世帯員数、世帯員の就業状況、兼業種類）、漁船の使用・保有状況等
漁業経営（漁業種類、漁業制度、海面養殖業、漁業従事日数、漁獲物の販売金額、漁獲物の出荷先）

（7）その他の調査

①建築着工統計（国土交通省）

新設住宅着工戸数、着工床面積等を建築基準法に基づき 10 平方メートルを越す建物を建てる人が都道府県に事前に提出する建築工事届をもとに集計している。

住宅の利用関係別に個人が建てる**持家**、アパートなどの**貸家**、社宅などの給与住宅、マンションと一戸建てからなる**分譲住宅**に分けられる。

○留意点

- ・住宅は梅雨の時期や冬期間は着工が減るため増加率は前月比ではなく**前年（同月）比**でみる。
- ・**10 平方メートル以下の建物や違法建築は含まれず**、また届出後に何らかの事情で着工されなかった場合は把握されない。

②公共工事請負金額（兵庫県分：西日本建設業保証(株)兵庫支店）

- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条 1 項に規定する公共工事で保証契約が締結されたもの。

（国、公団、地方公共団体その他公共団体の発注する土木建築に関する工事、測量等）

- ・前払金保証の実績から公共工事請負金額を集計・分類したもので、前払金保証実績から公共工事発注動向の把握を目的とした統計（業務統計）である。

○留意点

- ・悉皆調査で、月間計数を翌月上旬に発表され速報性がある。
- ・少額工事その他保証対象とならなかった工事は含まれない。
- ・契約変更により請負金額に増減があっても前払金に影響がない場合には、増減額相当分は計上していない。
- ・継続工事等年度区分工事においては前払金に対応する当該年度請負金額相当額を計上されている。
- ・保証契約締結日で集計しているので請負契約締結日との間には若干のタイムラグ（概ね半月以内）がある。

（統計調査特記事項）

「工業統計調査」：実施時期は「経済センサス-活動調査」の創設（2012 年）に伴い、「経済センサス-活動調査」の実施年の前年は、「工業統計調査」を中止し、翌年に実施する「経済センサス-活動調査」で製造事業所の状況を把握。

2016 年以降「工業統計調査」調査期日を 12 月 31 日から翌年 6 月 1 日に変更。2020 年まで経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、2021 年は、経済センサス - 活動調査で実施。2022 年以降、「経済構造実態調査」への包摂予定。

「商業統計調査」：「商業統計調査（簡易調査）」は、「経済センサス-基礎調査」創設（2009 年）に伴い廃止。「2014 年商業統計調査」（経済産業省）は、「2014 年経済センサス-基礎調査」（総務省）と同時実施。2019 年度「経済構造実態調査」創設により「商業統計調査」は、「サービス産業関連調査」と統合し「経済構造実態調査」に切り替え。

「経済構造実態調査」：製造業及びサービス産業における企業等の経済活動の状況を明ら

かにし、企業等に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、2019年から調査開始。

- ・ 甲調査：大企業を中心とした売上高が一定規模以上の全ての企業・団体を対象
- ・ 乙調査：特定の産業に属する一部の事業所及び企業を対象

※6月1日現在情報、売上等経理項目：前年1月1日～12月31日(1年間)の情報を記入